琉球大学学術リポジトリ

受講ノート：法制及経済

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38480

矢内原忠雄文庫

史　料　名	法制及経済 一高 1924[第一章 社会現象]
封筒番号	538
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月　　日
撮　影　者	富士写真フイルム　株式会社
備　　考	

マイクロ写真撮影訂正票

訂正の理由	撮影操作誤りの為
訂正結果	直前の 1 コマ取消 1 コマ再撮影
訂正年月日	平成 17 年 11 月 22 日
このフィルムは上記の理由で取消、又は再撮影し訂正しました。	
撮影責任者	富士写真フイルム株式会社 桃園 芳朗

矢内原忠雄文庫

史料名	法制及経済 一高 1924[第一章 社会現象]
封筒番号	538
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 24 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号： 538

史料名	法制及経済 一高 1924[第一章 社会現象]
資料形態	ノート
枚　数	50
頁　数	100
縦（cm）	21
横（cm）	16.5
厚さ(cm)	
書誌的事項	受講ノート 3-4枚目の間にメモ1枚あり、記述は47枚目まで。ただし72枚目以降記述あり。 今泉分類記号： Y

琉球大学附属図書館

NOTE-BOOK

法制及經濟

一高

矢田勇

1924

(Matsuya.)

(3 &)

KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
Kodak LICENSED PRODUCT
Inches Centimetres

1. 社会改革
2. 社会
3. 自我
4. ~~4. 主権~~ 政治
5. 法律.

1) prejudice
2) not common sense
3) not 少×色主義.

100
37
63

第二章

的 第一章 社会現象

1、人類社会生活の諸現象を研究の対象とする学問を社会科学といい、学問の進歩に伴い各種の社会現象を各々一部門に研究することにより社会科学内の専門化を生ず。法律学は法律現象を、政治学は政治現象を、経済学は経済現象を研究の対象となすものなり。

2、社会生活の内容は複雑なれども、歴史的社会的実在は唯一なり。社会現象は多種なれども皆実在社会生活の一側面にして、全然孤立して存在するものにあらず、常に互交錯す。故に概念上各種社会科学の分化を認むるといへども実際上歴史的社会的実在の見地の下に統一せられ、従って統一的に観察せらるべきものなり。然も個人の生活の内容は複雑多方面なれども常に個別的人格（Individual Personality）に現一せらるるなり。

April. 30th. 1924. [I] 社会現象とは何か。

1. 常識と学問。

2. 現象。

自然現象。

社会現象。----- 社会生活

~~社会現象は、個性現象より、文化、~~

~~複雑~~ 社会現象（諸文化）~~とは~~ 複雑性。

法律、政治（判決）、宗教、経済、

一国 ナル社会。

四方 ナル社会。

個人。

4. 複雑ナル社会現象ノ中ニハ、歴史ノ、相互関係セシメシ所ノ、価値概念、差異ヨリ来ル。— ~~特殊社会ノ、文化~~

~~特殊事象~~ 経済的価値 / 判決 〃 / 政治 〃

文化価値 → 理論的意識価値（実践的行為）

3. 「史的社会的実在ハ唯一ナリ、各種現象ハ各々社会生活ノ一側面ニシテ、各種ノ価値ハ互交錯シテ存在ス。

5. 哲学的概念

法律 ---- 権力ヲ以テスル意志ノ表示

判決（政治）.. 一定ノ目的ノ為メニ~~行動~~ 理論セラレタル協働ノ形式、

— 様式（理論ノ為メニ必要ナル実現ノ方法）

交互ノ従属的関係

△ 研究するも研究するも研究するもなし。研究は研究に研究を重ねるのみ。研究に研究せざる研究は研究にあらず。

◎ 社会科研究は研究の研究にして研究の研究なり。

一切の学問は研究及び研究と研究とにあり。

研究 — 生活、人間の研究 (生活 生活)

6. 学問の研究

経験の研究 { 他別の文化研究 (ロシア)
 〃 〃 ……文化、社会の研究
 〃 〃 (中国化)

哲学
教育

第四章 文化 (社会、協同)

(社会学的研究の研究)
(Sociologie)

人類は孤立して生存せず、互に結合して共同社会 (Community) を構成し生活する。

人間の集団に集団を構成し、集団と集団との関係、集団と集団との関係、集団と集団との関係

研究するを社会学、政治的結合 和と
社会関係を研究するを政治学。和とする生活
一般の場合及び進化を研究とする時 即ち社会学なり。

純粋 — 生活、身体的条件 満足、欲求、行動 (生産、分配)

6. 学問の系統

経験的科学 { 個別的文化科学 (「史学」)
規範的 〃 ・・・文化、規範化的方法
自然 〃 自然科学 (実験化)

哲学、
数学。

第四章 社会

一、人類は孤立して生存せず、互に結合して共存す。
人々の集団にて集団意識を伴なわしめ 社会と称す。多数人集反するも特異の共同意識の下に統一せられ初めて共同社会にあらず。(その集団意識 → 社会意識 → は 個人意識の合計と異なる。)
社会は個人より成るといへども個人の人格的集計にあらずして 共同社会は個人より成るといへども個人の人格的集計にあらずして 共同意識を有するにより、この 共同的実在を有するなり。

無人にても個人も亦社会の中にありて有機体の細胞のごとく独立の地位を失わざるにあらず。個人は社会を離れて生存せず、個人の人格は個性及社会性の両方面を備ふ。個性は個人の生活も亦一の独立せる実在なり。個人をはなれて社会なく社会をはなれて個人なし。両者は相関的概念なり。

2. 社会の集団意識を社会意識と称す。社会は整合なる統一的実在として生活するためには何等かの組織を備へさるべからず。之を社会組織と称す。社会組織の形式として社会制度と称す。
社会組織は社会意識の保存のため必要なり。されど社会意識の変化に伴ひて変動す。されど組織なる故に固定的性質を有す。されど社会意識は変動すといへども永続的個人の交替

(二) 各個人の社会的政治関係は多数にして複雑なる事実(例)
(例) 知識的、政治的、経済的の諸関係を区別せざるべからず。
さるべからず。これを認識せんとする組織の形式を制定せんとす。
と社会科学と称す。結合関係に於ける四人行動の規範、秩序を研究するを法学と。政治関係の組織化を△

芸術的、

にて成れば特殊的なり。社会意識及社会組織の存続により
統合は維持せられ 社会の継続的存在を可能なしむ。
3. 個人が共同の意識によりその成員に入するめさるを人為的社会と称す。前者は共通の性質を基本的社会と称す。
[II] 社会トハ何カ、と問へば、答へて曰く、忠誠、信義、行動、自然的
(反抗)
[前者は 共通の利益を基本的要素とする 後者は 利益の為めの 結合にして、後者は 利益を基本的要素とする
学校、宗教、政治、経済の諸組織の目的なり。
政治の為めの結合にして 後者は 利益の為めの 結合なり。
前者は 共通の感覚に 後者は 利益の感覚に 基本的要素
社会、存続
社会、存続 { 社会意識、存続 … 校風、
社会組織 〃 … 組織、固定
社会、実現化

1. a. 社会、本質

結合 — 意志せざる人の関係 (willed relation). 意識的共存
狭義の社会 — 政治関係に立つ人々の集団にて集団意識を伴なわざるもの。
a. 結合の為めの結合 (自然的社会) (集団意識を伴なわざるものは社会関係と称す。友人、交際等)
b. 利益の為めの結合 (人為的社会) (学校、会社等)

2. 社会、発生原因
a. 社会的 — 発生、欲望 { 模倣、欲望 (身体、精神) … 形態、規律
交通、結合 (人的関係、交換) 文化的、規律

4. 社会、発生
b. 社会的 — 協働
○基本的 social bond による
(a) 基礎的 地縁 (地域共通) 社会 … 対偶、親子、兄弟、夫婦、
血縁 〃 … family、家族、氏族、部族、宗族、人類、氏族
(b) 派生的 利益 社会契約説
* 基本的要素は、後者は直接には 意識的なる 協働の結果に基きて成立す。(社会成立の原因を契約に求める社会契約説は自然的社会に対しては適用なること明かなりとす。)

社会を待って初めて完全せざるべからず。社会は個性の発達によれて発達す。

~~4. 社会、種類~~
○成員、範囲により
全体社会 … 一国、社会的関係に関係する総人 (例)
総員社会 … 社会成員、ルテナ色族人 (氏族)
部分社会 … 変化、常変等

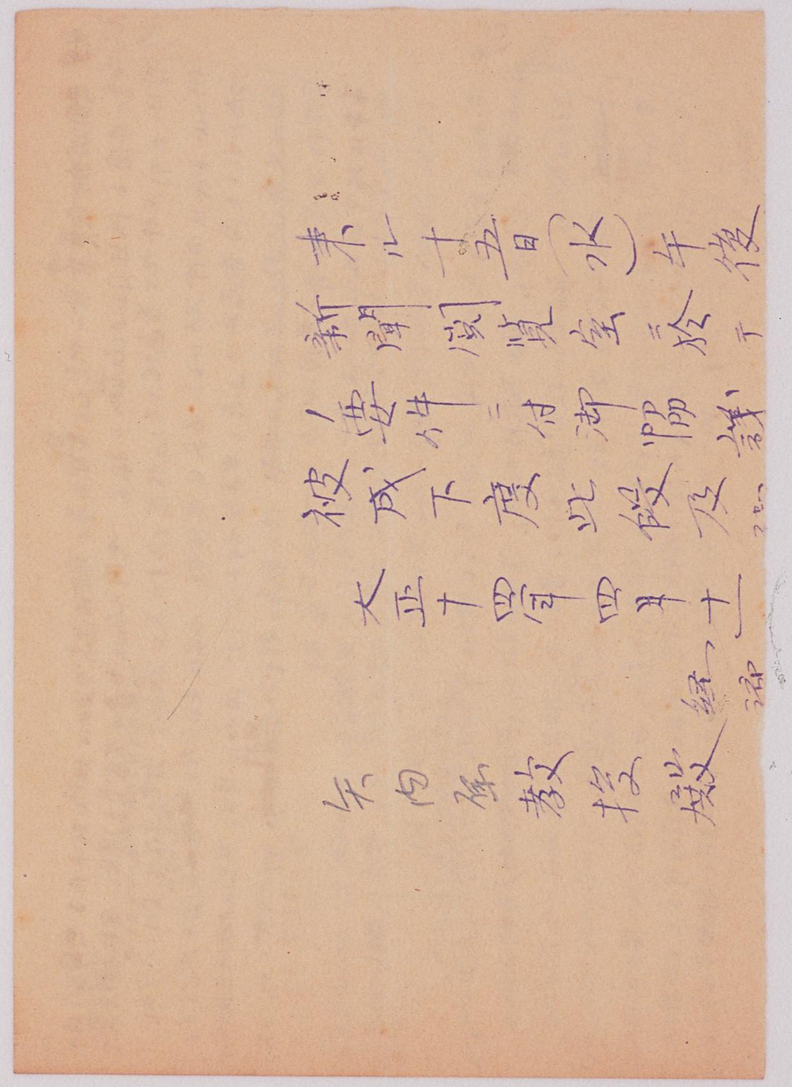
本日孫文教授
教授
教授
十一月十四日
十一月十四日（水）午後
新聞閲覧室ニ於テ午後
被遊佐伴ニ付御問合ノ件
下度況教授
挿入文書

挿入文書

(2) 4.3. 共同社会内の成員の或一部分又は各種利益の研究的追求のために組織せられたる共同社会内の成員の集団を結社 Association と称す。共同社会には全成員を包含し全般的目的を追求する家族と特定の目的を追求する結社との区別あり。前者は生活の全体性と普遍性とを其の特徴とするに反し結社は特定の生活目的を追求するなり。例へば家族は生活共同社会にして国家は結社なり。国家は家族社会と同じく結社と同じくする性質を有するも内観的には家族と異なるが如き感を与へがちなり。国家の目的の特色は個人と社会関係の統合的統制(規律)を社会的秩序の形式に於て維持するにあり、即ち法と秩序の維持にあり、而して国家の支配する制度は即ち共同社会内の一般的正義なり。

又は強制力の有無

国家は数ある結社中の結社なるが故に唯一の結社にして又絶対的なる結社にもあらず。たとへば家族は性的制度にして、教会は宗教的制度にして、団体は政治的制度にして、学校は教育的制度にして、会社、商店、銀行は経済的制度にして夫々に発達せられたる結社なるなり。

(3) 人類のめざす各種の結社が共同社会内に成立し得るは即ち社会的生活の内容が各方面にわたること

社会的教育的内容の多様にして多元的

~~社会~~ も表はす。或は政治的生活なり、経済的生活なり、(~~宗教的生活~~) ~~芸術的生活~~ なり、

社会的生活なり。社会生活に対して進歩せしむる目的に対して相対すれば Gesellschaft 政治的、経済的、~~社会~~ 政治社会なるの別あるなり。この各々について個人の社会的関係、この社会的組織、社会的制度

一般的に

の研究をなすが為に政治学、経済学及び社会学が発達せり。而して社会生活一般の構成及び進化を対象とするは即ち社会学なり。(人類の社会生活を研究の対象とする学問を自然科学に対して社会科学と称す。而して社会科学の研究方法には自然科学的方法と文化科学的方法とあるなり。)

Gesellschaft, Gemeinschaft

Gesellschaft ニハ統一的意思ガ存セズ唯ノ Gemeinschaft トカ

〔III〕. 民族トハ何カ.

1. 社会ト民族トノ関係.

Cunow 説 民族ハ社会ノ制度 (Einrichtung) ナリトノ説 (Marx)

〃 民族ハ社会ノ一種 (統制団体) ナリトノ説

2. 民族ノ形成 (概力ノ起源).

a. tribe 等ノ戦争ニヨル征服ノ結果 (Rassenkampf) (力ノ観念ハ学問ノ形式ニシテ変化ノ制約ニ与ツル)

b. 戦争ニ際シ近イ以外部族ノ平和的吸収ニヨリテモ民族ハ成立ス. (言語作用)

民族形成ノ進化

1. 敵対関係ノ緩和. 生存的団体ノ形成.

a. 共同的営業関係. 〈外敵防禦. 分業.

b. 文化的同化. Geist 同化

c. 氏族的団体 (tribal state) ヨリ地域団体 (定住 civil state) ニ至ル.

3. 民族ノ本質的要素

1. 地域団体. 領土ノ観念

2. 現在 特質

3. 階級的対抗 ... 之ハ文化障害ノ別箇ナルトノ説

4. 民族生活ノ意義.

a. 政治. 政治ト民族

b. 経済ト民族. (民族経済ト世界経済)

5. 民族ノ過去ヘカヘリミル

* 4. 民族概力ハ民族ノ地域ヲ領土ト称シ. その住ム人々ヲ国民又ハ民族ト称ス. 民族概力ノ作用ハ牧畜ノ発達ニ始マリ. 農業ニモその及ぶ範囲内ニ入れて. 移住生活先住民ノ社会生活ニ影響ヲ与ヘ. 極メテ大ナリ. 有史以来人類ノ生活ニ於ケル民族ノ地位ハ極メテ重要ナリ. 而シテ民族概力ノ発達ヲ目的トスル民族主義. 汎民族主義等ノ民族的集団意識ノ張勢ナルハ世界戦争ニ於テ各人ノ見ル所ナリ. (之ノ二ツハ民族ノ三要素ナリ)

(5. 歴史ハ民族ハ或ル一種ニ色ヲサツ ムクモノ民族生活ノ一部ニ色ヲ与フ. 民族以外ニ別個ノ社会アリ. 而シテ今後形式的概力ヲ民族ノ中心点トシ為サル国体ヲ表像ノ目的ヘシ. 又現今ノ状態ニ於テ見ルト大ヘハ State ト nation トハ別個ノ観念ナリ. 後者ハ前者ヲ包含スルモノトス.)

a. 民族ノ歴史的制約 (歴史的発生ナリ)

b. 〃 社会的制約. (社会生活ノ発展ニ対スル)

State と Nation.

c. 「民族経済」

日本人 { 日本臣民 / 日本民族 / 大和

Jews.

Great Nation ... ギリシヤ.

Great State ... Alexander.

2. 人類発生.

6. 民族的集団意識.

民族観念. — Patriotism, national pride.

Cosmopolitanism. 東西ノ特徴.

~~民族概念~~

~~第二~~

~~〔IV〕. 政治及政策~~ 第三章 民族

1. 社会ニテ統一的意志ヲ有スルモノヲ団体トイフ. その統一的意志ヲ有効ニ規律シ自己ノ意志ニ服従セシムル力ニテ権力ニ外ナラズ. 之ニヨリテその社会の秩序ガ維持セラル. 勢ノ赴クヒ権力団体ノ計画ヲ指導スルモノハ国家ナリ. 民族ハ社会ノ制度ニ於ケル~~権力~~ 民族ヲ指導スル団体トシテ成立セルル社会ノ一種ナリ.

2. 民族ハ地域団体ナリ. ~~共通~~ の地域~~ヲ基礎~~上ニ於ケル共存ヲ基礎トシテ形成セラレタル社会ニシテ. その分子ハ~~必ズ~~ 同一ノ部族. 氏族等ニ属セズ. 而シテこの分子ニ対スル権力ハ血族関係ニ~~基ク~~ 人為的ノ性情ニ基クニアラズシテ機械的強制的ノ性質ヲ有ス. 勢ノ赴クヒ民族権力ノ地位ハ部族等ノ戦争ニヨル征服関係ニ於テ. 部族等ハ人口増加. 生活資料ノ欠乏等ニヨリその生存ニハ一方ハ生活地域ヲ変更シ. 他ノ部族ト接触スルニ至ル. 接触ハ~~その~~社会的生存ノ条件ノ変化ノ状態ニ於テハ闘争ヲ生ジ. 強者ハ弱者ヲ征服シ. 之ヲ自己ノ意志ニ服従セシム. こゝニ於テ権力発生シ民族成ル. 而シテ征服者被征服者ハ支配者被支配者ノ階級トナルナリ.

3. 征服者被征服者ハ共通地域ニ共存スルノ事実ニヨリ外敵防禦ノ政治生活上ノ分業ニ関スル共同利害ヲ有シ. 且ツ接触模倣ニ伴フ文化的及生理的同化ニヨリ次第ニ敵対関係ヲ緩和シ. 有機的ノ社会ヲ成スニ至ル. 権力ハ全体ノ秩序維持ノ必要ノタメニ. 成員ノ上ニ対シ一般ニ強制セラルヽコトガ要求セラル. しかも民族権力ハその成員ニ対シテ強クモ形式的ナリ. *

次ノ項ト代ル

[V] 主権　それハ統一的意志ヲ有スル団体ナリ。権力ヲ中心トスル概念。

~~取扱ハ国家の本質に関係、整理照合~~

1. 権力の意義

「他人ノ意志ニ対スル自己ノ意志ニ対スル服従ヲ有効ニ要求シ得ル可能(力)」

社会現象を通じて現はれる社会意識の強行的表示力。

社会意識…(多数個人ニ存スル意識内容…一般ノ共通作用ニ依リ保全セシメラレル性質ヲ帯ビ他人ノ意志ニ対シテ拘束力ヲ及ボスニ至ル)「社会ノ多数人ニ於テ方向ヲ一ツト思ハレル欲望」ナリ。

社会現象…此ノ社会意識ヲ実践ニ強行スル設備ナリ。(教育ニ対スル設備ノ整備及設備ノ充実)

2. 権力の起源

a. 固有

b. 委任　(会社ノ社長)

c. 強取(征服)　(武力)

神授説

Rassen = od. Klassenkampf

3. 権力の実質的有効性(年老)と形式的有効

実形式的…上述 (2) 社会的成功)

実質的(全体的故実)

(1) 既ニ形式ヒトシク全体的故実ノ基礎ヲ備ヘタル場合(株主総会、法人ヲ)

(2) 支持者ノ意志ガ全体的故実トナル(多数的)

(3) ノ場合ガ階級的支配ト関係

4. 主権の法律的意義、及效力

1 最高性　対内関係　対外関係

認許、強制、不可侵

それ自体ノ形式的中心ノ。

地方団体ニ対する関係

5. 主権の作用(政治機関の機能)

行政、司法、立法。

6. 主権所在による国家の分類(君主制)

Oligarchy, aristocracy, monarchy. republic (democracy)

7. 主権機関の形式による国家の分類(政体)

despotic, 立憲的。

統治…主権ノ作用(形式的概念)

政治…実質的概念

統治機関、法律的所在(主権者)

政治ノ実質的所在(階級又ハ政党)

政治ニ対スル人民参与、強化。

独裁的(当然ノ定義、ムソリニ)……一般投票　普選

政治ノ目的

主権ノ利益(階級的利益ノ一般的利益)

政治ノ内容

立法、行政、(司法)

Queen reigns, but does not govern.

第1項 [illegible]

[illegible]の形式を判定する

[illegible]

[四] 政治及政策（政治生活の実質的考察）

~~How~~ to govern the people. 「社会組織」及社会意識の重要と[illegible]

1. System.

~~Despotic~~, — oligarchy — aristocracy — monarchy — democracy (republic).

2. 政治に於ける人民の参与. Wahlenrecht.

Parliament.

政党政治.

Responsible Government.

Rätesystem.

3. Public Opinion.

4. 政策.

(a) 対内政策.

(イ) 他[illegible]政策：教育～国体.（[illegible]一般文化政策.）

(ロ) 干渉作用の範囲 使用手段

自治主義

自由主義

[illegible]主義

社会主義

(ハ) 社会生活の向上

(ニ) 社会矛盾, balance.

(ホ) Social problem.

(b) 対外政策

(イ) 外交　(ロ) 移民, 植民

(ハ) 国防　(ニ) 戰爭.

第四章 政治.

一. 主権所在の形式と国体といい, 君主は世襲により君主君主政治等に分ける. (主権活動の形式を政体と称し君主は之により立制, 立憲政に分ける.) 主権は最高, 絶対不可分なり. 然れども其活動運用は必ずしも常に単純なるなり. (　) 立憲政体とは形式的に[illegible]

二. 主権の作用は統治なり. 之にまれ政治権の称あり. 統治権の作用は西洋立憲政治, 行政の三権に分ち説明せり. 立法とは法律を制定し, 司法とは裁判をなし, 行政とは法規を運用して社会生活の[illegible]秩序を[illegible]維持せんとする作用なり. 西洋政治と[illegible]は主権行使の二作用の中[illegible]政治の上[illegible]なるものを謂ふ.

三. 統治権の主体は君主, 主権者なり. 然れども其運用には衛に為すべき制限を要す. 個人の[illegible]政治を推進せしめ[illegible]は階級, 政党等の社会の実質的勢力関係のみ行はれ[illegible]なり. 翻て進歩自由思想の高興に伴い国民の政治に対する参与の程度は上進せり. 議会政治の発達と普通選挙の世界的趨勢を見る所なり. 蓋し政治は多数の一般的利益を目的とすべきものにして, 多数の他人, 又は階級の利益を主眼とすべきものにあらず. 故に[illegible]一般の政治に先ずることは文明国の政治の常態なりといへべきなり.

内閣は[illegible]移, [illegible]数, [illegible]位 Queen reigns, but not governs.

政治の内容は君主の権, 外に対しては[illegible]を主眼とし, 内に対しては[illegible]に関し, 社会生活の[illegible]に亘るも必ずしも[illegible]なり. 但し[illegible]に[illegible]人の[illegible]君主の範囲を[illegible]すべきやは[illegible]に就ては[illegible]思想に[illegible]自治主義, 自由主義, [illegible]主義等の政策上の異なりたる主張あり.

自由と干渉

[illegible]

[VI] 法律トハ何カ

1. 社会的法則ナリ。（経験的妥当性ナリ）ノ史的。

2. 規範的法則ナリ　自然法則トノ差異（学ブガ如シアリ）
他ノ規範的法則トノ関係（道徳、宗教）

3. 法律ノ基礎
実質的 — 社会意識 （慣習）
形式的 — 国家意志 （慣習法及判例法）

4. 成文法制定ノ手続
法律
命令

5. 国際法ト国内法

5a 公法ト私法
公法 — Gemeinschaftsleben
私法 — Gesellschaftsleben

6. 社会生活ノ Regelung。 社会ノ成員中ニアル法律。
国家ノ発意ト社会発意トノ関係

Verfassungsrecht, Verwaltungsrecht. (Wahlenrecht.)
Strafrecht. 手続法、
19/7/133 Privatrecht 実質的。
私法ト社会トノ関係。

[VII] 憲法.

欽定憲法と!?
自由主義の発達.
英国の歴史 Cromwell.

政党の起源

第五章 法律、

一、社会生活又は団体生活は秩序によりて始めて可能なり。秩序とは団体又は共同生活の内容の安定であり、その依拠すべき行為の準則なり。その安定性は第三者意志の存在によりて初めて可能なり。その内容は社会的通念にその実質的基礎を有し、されどそは国家の形式的拘束力は国家権力の強制に待ちて初めて存在す。法律とは国家権力の強制すべきことを宣言する社会生活の規範なり。

二、法律は規範的法則なり。故に自然法則のごとく現象に関する事実上の法則に対し、必然の因果関係を示すものにあらず。唯にかくあるべしとの当為の法則なり。自然法則は一の例外をも許さざるに反し規範的法則は違反することを以てその法則性を失うものにあらず。

三、法律は国家権力の発現なる点において道徳等の他の規範的法則と異る。法律文言はその Cover する範囲に関し必ずしも一致せず。法律は道徳と同一内容を有するも最も基礎範囲なりとも最小限の法則なり。国家権力が秩序維持に必要なりとして定むる規範なる以上、思想も自由なるべし。

四、法律は社会的通念の変遷に伴いて変遷す、故に歴史的のものなり。（ドイツの時代とその子を通じて変遷無きものと有る自然法又は理性法と称するものの現実的存在を認むるを得ず）。もし国家権力が社会的通念の変移に拘束して法の拘束力を維持せんとするときは遂に自己の存在を

変化することも、

五、法に成文法慣習法の区別あり、法的確信に基く慣習は法の実質的内容の基礎なるものにして それが之を既に或いは然るに認めたるときは慣習法又は不文法として法的効力を有す。成文法は文書に制定せられ一定の名称と形式とを与へて公布せられたる法にして、法の形式的基礎に意味を異にするものなり。而して形式的それは文化の発達に伴い成文法をもって法の主たる形式となし、慣習法の効力を限定す。我邦においても慣習法は法令を改廃する力なしとを原則とす。

法例二条。法令の規定に従って認められたる慣習は法令に対し改廃力を有し、法令に規定なき事項に関わる慣習は法令を補充する力を有す。（古に法律と同一の効力をもつ）

六、法に公法私法の区別あり、公法とは国家的関係を規律する法にして私法は社会的関係を規律する法なり。公法はそれ自体公共団体を主体とし権力服従の関係を定むるものにして、私法は私人と私人との関係を主体となす対等の関係を定むる法なり。それが私人と私人との関係を規律するものなりとせば私人と国家との関係にあっても私人の地位にあるものなるかぎり私法の適用を受く。憲法、行政法、刑法、訴訟法等は公法にして民法・商法は私法なり。

七、成文法は それが権力の制定されたるものなるかぎりそれの責任を受けたる範囲において他の公共団体の原令および広義において法的性質を有す。政府令・省令の掲載と天皇の裁可及公布を要件とする法律の法令の総称、勅令の制定、勅令、閣令、省令、庁令、道令、市町村の条例、規則等の命令をも包含し、之を総括して法令という。

1. 事実上 行為の自由 ＝ 權利。
（権利と義務。）

2、信仰。 文化の自由。

3. 社会的、政治的、

4. Solidarity。 義務。

Personal safety & freedom

規律 支配

第六章 權利義務

一、人は社會生活に於て人身上（personal）及財産上の（物人格及び財産に関し）利益を有す。他人に対して自己の正当なる利益を主張し又は他人の正当なる利益を尊重するは社会共同生活の当然の必要なり。法は国家と個人、及び個人相互間に於ける此の利益関係を規律し保護す。法の認めたる利益主張の力を權利と称し、利益尊重の拘束を義務と称す。之によりて事実上の力の関係は法的関係となり、国家の強制力を背後に有する法の規律を受くるなり。

二、權利には私權公權の別あり。前者は私法上及公法上の權利なり。人は社會生活をなすにあたり或は物を占有し（占有權）所有し（所有權）、或は建築、植林、耕作、牧畜用として他人の土地を使用し（地上權、永小作權）或は袋地に居住する者は外部に出づるに他人の土地を通行し低地に田を耕作する者は高地より水を引かざるべからず（地役權）他人に物を貸したる者は之を引渡さざるべからず。買ひたる者は代金を支拂はざるべからず。（債權）他人より金や品物を借り受け（消費貸借、使用貸借、賃貸借）他人に任務を依頼し（請負）而して之等に対する報酬を支拂ひ、場合によりては其の支拂を保証せざるべからず。（留置權、先取特權、質權、抵當權）

（物の時効取得は所有権の時効取得と同じく有体物の時効取得に関する。）

（質權は動産に、抵當權は不動産に、用益權は他人の所有物に）

（債權は人に対する権利。物權は物に対する権利。債權は他人の行為を目的とする権利。）

（不動産の時効取得は土地の使用。代金支拂。国家の保護。）

保証債務)，或は又他人と共同して事業を経営し（組合、合資）
~~別(のみ)複雑なる~~ 或は不動産の投資に対して収益を得る，（賃貸）
斯くの如き複雑なる既往上の関係を有するのみならず，更に
その亦変更及に於ては死あり子あり ~~兄弟あり~~（親族）夫あり
妻あり．（夫権、同居、扶養義務）戸主あり家族あり（戸主権、扶養義務）
而又人が死ぬれば財産上権の関係が起る．（~~相続~~、家督相続、
遺産相続）。
これ私法の目的 複雑なる 財産上及一身上の関係は凡ゆる法を以て
規律し，権利を保護し義務を強制することによりて始めて
円満に進行するを得べし。

三。公権は公法上の権利なり。国家は権力団体であり，
法は国家が認めて始めて成立するものなれども既に法ある以上
国家の活動も亦その範囲を限るを得ず．之により国家其
他の公法団体と個人との間の行為の関係も亦権利義務
なる性質を有するなり。国家が裁判を為し租税を徴
収し兵役義務を課し，警察権を行い（集会に中止を命じ，
交通を遮断し，飲食を禁止する等）或は検察官を任命
する等は国家権力に基くものなれども ~~いづれも法の~~ に
~~範囲~~ 従ってのみ行はるべきものなれば公法上の権利で
ある。個人も公法に基き国家に対して公権を有す
~~その他~~ 蓋し個人も亦全然団体生活内に於てその地位
を失わざるにあらず：個人としての利益も団体 ~~或~~ に
対し主張し得．而してこれ ~~団体的利益~~ 生活に関する 利益にして私

かつ故に此の場合に於ける他人の権利をも公権と称するなり。~~実は~~特殊的に国家の行為を要求する権利なり。民事、刑事又は行政の裁判を~~による法律上の保護を仰ぐ~~おむね為めの訴訟権。行政官庁に対する訴願権、天皇陛下に対する行政官庁に対する請願権等なり。之によりて先ず社会生活に於ける他人の利益は確実なる保護を受くるなり。~~実は~~

(2) 法律によりて~~実は~~或は法律の認める範囲を越えて言論、著作、印行、集会、結社、信教の自由、所有権及び信書の秘密を侵されず、逮捕、監禁、家内処罰を受けず、許法なくして住宅に侵入せられ又は捜索を受けざるの権：之を実生活(御厚意)の迎の所謂自由権なり。そもそも誰もみだりに他人の人身権及び財産権を侵すを得ず。之によりて他人は安全に社会生活を営むを得。而して各国に於ける人権自由の発達史は之等の自由権を制限する法律の範囲を益々縮少し又は社会生活に対する国家権力の圧迫を軽減せんとするにあり。Habeas Corpus Act 之は~~英国~~の歴史を思ふべし。

(3) 他人は亦国家その他の公共団体の~~特権~~機関としての公務に参与するの権を有す、参政権之なり。文武官に任命せらるるか或は陪審員の職員となり、又は議員選挙権を有す。而して公法権なるものなり。~~参政権の拡張~~と共に社会生活に対する他人自由の伸張を意味す。之により国家生活は益々有機的となり、社会生活は益々範囲なる権利及発達に対し保障を受く。

四、所謂自由権は歴史的には天賦自由権の思想より生じたるも法律的には ~~積極的権~~ 権利にあらず。何となれば言論信教等は個人天賦の自由に基く主観的行為にして法律行為たるものにあらずと為すの説あり。たゞ吾人より見て重要なるは之等の自由に対する国家の侵害に対する反抗が ~~近世~~ 実践道徳上の中心たる点にあり。近時生存権労働権等の社会権も亦現代の法律思想を以てすれば権利にあらざるべし。たゞ ~~個人の~~ 一定の社会的地位の下人間衣食住の生存の一部を保つ時、之等の主張の社会的重要を思ふべきなり。

五、義務は亦私法上の義務と公法上の義務とあり。私権及公権に対する義務に違背するときは、~~裁判に~~ 国家は之の履行を強制し、~~又は~~ 損害を賠償せしめ或は制裁を課す。若し不法に他人の人身権、財産権を害し、或は社会生活又は国家生活の秩序を侵すときは刑法上の犯罪として処罰せらる。~~之に対して社会道徳の~~ 而して(国家の公権違反の場合を除き)その強制は ~~裁判を~~ 法律の定むる裁判官の裁判により行はれ、犯罪の ~~他~~ 人の行為の犯罪為法令によりて明示せらる。かゝる社会生活は個人及び国家の暴力濫用に対し保護せらるるなり。

(而して我国の裁判所は三審制度たり。の構成)

第七章 憲法及行政法

一、憲法とは国家政治の大本を定め国体又は政体の基礎を明かにするなり。若くは国家あれば憲法あり、成文不文を問はず。然れども通常憲法と称するは三権分立の制を定め、且つ人民の立法に参与する機関を有するものを称す。之れ憲法政治の由の~~来~~発生なり。我国憲法は欽定憲法なり。然れども~~之は~~社会の変遷に応じて改定せらるべきものなり。

二、我国の元首は天皇なり。~~統治権を総攬す~~。行政権又は政治のやは憲法及皇室典範の規定する所に従ひ遂行するなり。天皇は統治権を総攬すれども立法権は帝国議会の協賛を経て行ひ、司法権は裁判所天皇の名に於て之を行ふといへども、ひとしく皆天皇の大権なり。而して憲法の規定する以上議会の協賛を経ずして立法権を行使せず、裁判所に於らざれば、司法権を行使せざるの義なり。而して議会或は裁判所を経ずして親ら行ふ大権あり、法律を裁可し其公布執行を命じ、緊急勅令又は勅令を発し、陸海軍を統帥し及其編制並常備兵額を定め、宣戦講和、或は条約締結の権等之に属す。(第一章)。

三、我国の議会は両院制度なり。貴族院は皇族、公侯爵は~~当然~~~~議員~~に選出せられたる議員、その他伯子男爵の互選議員、学識経験あり又は国に功労ある者の勅選せられしもの及び多額納税議員(互選)より成る。衆議院は人民の

公選になる。枢密院制度は歴史的には貴族及平民の階級
的代表に対したものにて、近年枢密顧問官の拡張と共に上院
の性質或は権限縮少の世界的趨勢となれり。(米国、仏国等の
共和国は例外として)。

四、議会権限の主要なるものは法律案の提出及び議決
権並に予算案の議決にあり。而して予算は必ず先つ
衆議院に提出すべきを要す。

四、天皇は神聖にして侵すべからず。即政治上法律上一切の責
任の外に立つ。天皇を輔弼し其責に任ずる機関は国務大臣なり。内閣総理大臣及国務大臣及び勅旨に依りて任ぜらるる無任所大臣之なり。~~内閣は国務大臣の会議~~
枢密顧問は憲法の保障又は憲法改正の諮詢及び枢密院の組織及会議の要件及び経費、戒厳の宣告、緊急勅令、等の其他重要なる国務につき天皇の諮詢に応ず。
内閣、議会及枢密顧問は各々独立し常別の機関なり。(人民、憲法外の元老等地位の存在を思ふべし!!)

~~四、~~予算は毎年の歳入歳出の見積なり。~~歳出は主として~~
~~国民生活に重大なる関係あり~~、歳入は租税及官業益金等より成り、人民に対して生活に重大なる関係あり。~~四、租税の賦課及び徴収は法律に~~
四、納税は兵役と共に国民の二大義務なり。国家の活動に必要なる財源の大部分は之を租税に待つ。~~国家は憲法~~
納税者自身の利益の為なる場合は直接税にして(地租、営業税、所得税)之と異なる場合は間接税なり(関税、物品税、営業税、印紙税)

＊行政の範囲は社会生活の全方面に亘る。~~[illegible]~~ 衛生、~~教育、宗教~~ 教化（教育、宗教、宣化）、産業、恤救（救貧、慈善）等それを網羅す。社会生活につき公権を以て意志を抑制し或は特殊の事業を~~[illegible]~~ 助長 する施設を為すあり。~~[illegible]~~ 社会生活について見れば 各人~~[illegible]~~ 元来 道徳を利用し或は互いに[illegible]し 人 の生存に必要なる~~[illegible]~~ 衣食住 を始めあらゆる資料を生産す。~~[illegible]~~ 生産 [illegible] 生産 [illegible] 生産 [illegible]

第八章 刑法

一、和不法に社会生活の秩序を破壊する行為は犯罪として国家の刑罰を受く。犯罪はもっぱら他人に対する犯罪なり。他人の財産に対する侵害も無形の侵害も自己保護さるべきものは之によって侵害せらるる利益が他人に属する場合と雖も変りなし。故に特殊の犯罪を除き国家の組織者の告訴を待たずして自発的に検挙し起訴す。犯罪中重きは刑法上の犯罪として、軽きは軽犯罪として処罰せらる。刑罰は犯罪を領圧し、進んでこれを豫防し、個人の侵害に対して社会を防衛するものにして、~~刑法第七編~~の刑罰の種類は古犯罪と同じく刑法によりて限定せらる。(罪刑法定主義)。死刑、懲役(一月以上十五年以下)、禁錮(一月以上十五年以下)罰金(二十円以上)拘留(一日以上二十日未満)科料(十銭以上二十円未満)及び附加刑として没収となり。二年以下の懲役又は禁錮の宣告については情状により一年以上五年以下の期間刑の執行を猶予せらる。之れ刑罰の目的が社会的防衛の手段なるにあれば なり。

二、刑法列挙する犯罪の種類を見よ。皇室、内乱、外患、国交、~~騒擾~~に関する罪、騒擾罪等は国家的秩序に対する侵害なり。公務の執行を妨害する罪、瀆職の罪は国家の行政作用を害し、逃走の罪、犯人蔵匿、証拠湮滅の罪、偽証の罪、誣告の罪、賍物に関する罪のごときは主として国家の司法作用を妨害せんとするものなり。放火及失火の罪、浸水及水利に関する罪、

住家を侵害する罪、飲料水に関する罪、水防妨害に関する罪は社会の安寧に対する侵害なり。~~住居を侵し、秘密を侵し、~~信書開披、暴行脅迫、~~強要~~。強盗、礼拝所及び墳墓に関する罪は社会の風紀~~を害する~~に対する侵害なり。住居を侵し、秘密を侵し、名誉を毀損し、逮捕監禁、略取誘拐、~~殺人~~、放火、~~強盗~~、殺人、傷害、凶器隠匿は他人の~~名誉~~自由、人格権を~~侵害~~侵害なり。遺棄は身分権を害す。窃盗及び強盗、詐欺恐喝、横領、毀棄隠匿の~~罪は主として他人の~~及び信用業務を妨害する罪は他人の財産権を害するなり。又に通貨有價証券、文書、印章の偽造は~~社会の取引を害し~~、官の事務を害し、他人の財産権を侵害す。但つまり社会の取引を害する結果大なり。(官文書、私文書。有價証券――手形、貨物引換証、預証券、株券証券、その他の株式上の有価証券、又は株券、切符、切手等の株式上の有価証券。)

三。刑法の目的は~~犯罪に対し社会の秩序を完全する~~犯人を社会より隔離して危害を除去すると共に一般他人に対し社会の秩序を侵害するからさるを発生するにあり。刑法の~~犯罪は社会の秩序を害するなり~~効果は社会生活の安全な進行を行なはしむるにあり。又教化作用にあり。而して刑法の犯罪は刑法なきの社会にあり他人の要性を消滅せしむるに至るのよしなし。~~故に~~犯罪にすぎざれども其の環境を改良するか又は刑法の積極的作用なり。

第八章 民法

一、民法の中心は個人なり、社会生活に於ける個人は権利の享有を保護するを主旨とす、即ち個人を家族の束縛より解放し家族制度を折衷し養子を認め、家族及び戸主の権利義務を大にし、平分主義、家督の死亡者に対し戸主の死亡隠居に際しては長子を以て基さ家督相続人の制を立つといへども、家族関係に対する国の干渉法を排除す。婚姻は当事者の合意及び届出を以て成立し、扶養の義務は直系血族、兄弟姉妹、夫婦及び戸主なる家族に限り遺言は厳格により之を撤回せらるるなり。

二、私権の主体たるは自然人及法人なり。法律の認めて以て権利義務を享有し行使し処分するの能力を有するものなり。

自然人に一定なる行為能力を有せしめるもの即ち権能力者（未成年者、禁治産者、準禁治産者、妻、）は（法定代理人、親権者、後見人、保佐人、妻）に同意し或は之に代て行ふにより其法律行為を有効なりとせらる。

法人には公法人私法人の別あり共に私権の主体たり得。公法人とは国、その他の公共団体にして、私法人とは私の事業の為めに存在する社団及び財団なり。社団法人は個人の集合を基礎とし財団法人は財産を基礎とす。見地点者を見ると1、社団に

*[illegible]権. 所有権. 地上権. 永小作権. 地役権.
留置権 先取特権. 質権. 抵当権

は公益法人と営利法人との別あり。かしのみな法人も他人と等しき地位に立ちて権利義務の関係を生ずる為め 他人及法人相互間にあるも他人法人間にあるも 法人の資力の程度は如何程にもあれ法律上は互に平等者として 対等の権利義務を負ふ。

三。私法上の大部は財産上の利益に関す。~~財産及身分~~なり。~~財産は物質的~~法律上の利益を保護することによりて財産権を生ず。財産権は債権及び物権に分たる。前二者は民法規定する外にて第三は知的創作物の利益を目的とするものにして著作権特許権等之に属す。

物権とは特定の有体物の上に直接に行使せらるる絶対権にして其範囲は民法に限定せらる。~~権利者~~之により不動産(土地又はその定着物)動産を所有するもの、其他の権利者は~~自己の~~その物に関する自己の権利を絶対的に他人に対して主張し得るなり。その~~物~~者の権利を何人も侵すを得ず。~~権利者はその物を自己の自由に処分し得~~

債権とは給付(行為不行為)の請求を内容とする対権にして特定なる債務者に対してのみ有效なり。

~~かくの如く~~人は自己の財産~~権~~を他人より侵害せられざる権利を有すると共に之を自己の自由に処分し得。之により権利の得喪変更を生ず。要するにその財産につき特定なる支配権を有することを認めしむ。所謂私有財産制なり。~~但~~自己の財産譲渡等により第代表せらるるところの法律権も亦之に基くなり。

債権発生の原因
- 契約
- 単独行為
- 事務管理
- 不法行為
- 不当利得

四

五、債権発生の原因の主なるものは契約なり。契約は法律上の効果を目的とする二人以上の意思の交換なり。其種類は売買、賃貸借、交換、雇傭、請負、寄託、組合、終身定期金及和解等の各種双務契約、十二組の契約に基き、或は公の秩序善良の風俗に反せざる限りあらゆる内容を有する契約をも為すを法律上有効なり。

若し各人は完全なる法律行為の能力を有する自由人にして自己の自由に基づき他人の為めに義務を負担し若役に服し又は仕事を請負ふを得るなり。之れ契約自由の原則といふ。

六、法律上平等、私有財産、及び契約自由の三原則は現代私法の基礎なり。公法に於て自由権、参政権等により君主に対し人民の自由の伸張せらるゝと同じく、私法にあっては個人相互に自由行為の自由を侵害せざる限りは他人に対して対抗することは出来ざるなり。而して自由は往々強者の弱者に対する圧迫を助長せしむる結果となるを防ぐ。使用には使用者が被使用者に対して対抗したるを以て強者の弱者を虐使するに用ひられたり。負債は貴族地主の圧迫に堪えかね庸使なる代金を以てその土地の基礎たる土地を売却或は労働者は一日の糊口をつなぐ為め低き賃銀を以て長時間の労役に服すること、法律上には完全なる自由人の行為なり。富める資本家は独占的使役を供して教務を売り、或は多数労働者に対し(不当安の故を以て)突然に解約の申入をなす(一週間役に就かしめ)

(解約にても)

とも法律的には適法なる行為なり。~~法律上~~中世紀に於て
價格公定、賃銀の最低額も定められる法律と比較せば
現代の法律は一個人の自由の範囲を広くせることを知る
べきなり。蓋し法律は社会生活~~を規律~~の秩序を
保持すると共に各々の社会地域を反映す。その秩序は~~各時~~その
時代に適するの秩序なり。故に徒弟制度も~~存在の新方~~
~~法律~~の~~発展~~し~~共有地~~て~~職業~~~

＊商人は売らんがために買うなり。売買の目的物を以て自己の又は他人の需要を満足せんとするにあれども、唯売買によりて利益を收めんとするなり。

しかも商業は上述のごとく現代経済組織の中軸たるにして商人の行為により始めて被能なる二方の生産物は消費者の手に到達し得ることなるが故に。

第九章　商法

一、現代の私法は個人の活動を主とする現代の経済組織、経済的に見れば私有財産制に基く資本主義的経済組織の法的秩序を示すものなり。而して資本主義的経済組織の基礎は営利なり。営利事業の最も典型的なるは商業なり。今日の経済組織は社会的必要満足を目的とせずして利益を得目的として資本を投下すると目的とす。この生産は市場を目的として行はれたる財貨は商品と云ふ。＊

商業に関する法律行為について特に私法系統中商法なる法律を設け、商行為の迅速安全をはかる。債権及物権に関する民法の規定に対し特例を設けたり。

商業の外へ銀行業、仲立業（他人の商行為の媒介）問屋業（自己の名を以て他人のために物の売買又は買入をなす）運送取扱業（自己の名をもて物品運送の取次をなす営業）倉庫業、保険業等は商法の適用を受くるなり。

二、商行為の主体は個人或は会社なり。商行為をなすを業とする目的を以て設立せられたる社団法人にて之を商事会社と称す。商行為をなすを業とせざる社団にても預金貸業銀業を他営利を目的とするものは之を商法会社と名称さる（民事会社）。

会社の種類は左の如し。

a、合名会社。社員全体が会社の債務者に対し連帯

無限の責任を負う。

b. 合資会社。~~合資の~~社員の一部は無限の責任、他の一部は出資額を限度としてのみ責任を負う。

c. 株式会社。資本を均一の金額の株式に分ち各社員~~の責任~~はその持株の額を限度として責任を負う

d. 株式合資会社。社員の一部は無限の責任、他の一部は株式に分ちたる資本につき有限の責任を負う。

三、~~会社の基礎の範囲~~ 会社の中最も重要なるは株式会社なり。株式会社の設立には七人以上の発起人あるを要す。発起人の株式の引受けをなす時は株主を募集するを要す。(株主はその株式を会社の承諾なくして自由に他人に譲渡すことを得。)会社の機関は株主総会、株主総会により株主中より選任せられる取締役及び監査役~~となり~~なり。(会社の業務は定款に別段の定めなきときは取締役の過半数をもて之を決す。)~~取締役は会社を代表し~~会社の~~貸借対照表~~は~~毎年~~一回を公告するを要す。~~一回~~一回を公告の規定は会社の基礎を堅くし信用状態を明かにして株主の利益を保護すると共に、会社の業務執行の責任者と責任の所在を明かにすると共に、(而して一方株主に対する資本の確保を便ならしむ。)~~負債~~負債~~資本~~資本~~会社~~会社の~~資本~~会社の取締役~~の~~~

34
33
33
100

1 13 7 5 6 8 186 62

現代の産業組織においては多くは大規模に産業組織の供給機械の使用等により生産費を節し、且つ市場に対して強大なる支配力を及ぼし得る利益あり、而して手工業者や個人の資力の地位を脅かすに足るべし。故に個人企業より会社企業をして来るべく社会より資本を吸収し、且つ危険分担の方法により、他の負担を少額に止め、而かも大規模の産業を可能ならしめる模式、会社の発達を見、商会社及び合資会社により各々企業界中の位置を定めたり。商法は之等の企業形式を認めて之を保護し、且その社会生活に及ぼす影響の範囲の大なるに鑑みその取締規定を設けたり。

四。会社は現代企業の形式の典型なり。手形は産業流通の最も進歩せるものなり。現代産業は商品生産と共に商品流通の産業なり。貨幣は流通をして流通せしむるに貨幣なり。現代は貨幣産業の時代なり。而して産業の大規模なるに従い流通の敏捷及び速力は大となるを要す。故に実際に貨幣の授受なきも信用を設定して取引を円滑なりしめ且つ貨幣の流通を節約す。現代は所謂信用産業の時代なり。商法は手形に関し詳細の規定を設け流通を授け信用を保持せしむ。即ち手形に署名したる者は其手形の文言に従いて責任を負い、偽造又は変造したる手形に署名したる者は其偽造又は変造したる手形の文言その責を免れず。又何人と雖も悪意又は重大なる過失なくして手形を取得したる者に対し其手形

の区別を請求するを得さるものと思ふ。

商法第五十九条は乙号の形式及其効果のこれなり。

乙号の形式は振出人が甲と乙をして一定の金額の支拂を為さしむべきことを為し、乙号の形式は振出人自ら一定の金額を拂ふべきことを為す。~~甲乙共に一覽拂の乙号の形式と同一の性質を有する手形なり。~~ 乙号の形式は甲乙号の形式が代用拾圓の異なるに過ぎざるものなるに拘はらず甲乙共に一覽拂なるを要し即ち以上拂を求むることを要する旨を定めつつ。

而して甲乙の手形も裏書により流通すべき記載なり。

第十章 経済生活

一、経済は国民生活及社会生活の基礎を成す。経済に基づて存在する強弱の判定は直接及社会生活に対する障害を除去し或は物質的にその発達を助成す。経済は社会生活に関する経済上の判定は社会生活に関する判定なり。而して~~社会生活の大部分は~~社会生活は社会生活の重要なる部面なり。古人は~~自然~~自然の生活及生活の必要に応じ社会~~生活の~~の理想を反映せしめ何に之を処理し保護せしか、如何に其の改革が社会改革に関係あるかを見たり。~~然らば社会生活とは如何なるものなりしか~~（経済の形式的なるに反し社会は実質的内容を有す。経済は手段なり社会は目的なり。）然らば社会者とは社会生活とは何を意味するか。

二、社会生活とは社会生活の物質的方面なり。古人は有する物質的欲望を満足せしむるための活動を経済行為と称す。経済とは経済行為の発達に対する社会的観念なり。

物質的欲望を満足さすべき有形物を貨財と称す。~~貨財~~として有形物が貨財たるにすぎず人が欲望を満足すべき効用を認むるによりて貨財たるなり。故に貨財の範囲は人智の進歩と共に拡張せらる。貨財の数量は通常は~~有限~~限界に存在するものにあらず。人は之を得るに何等かの犠牲を支拂はざるべからず。而して最少の労苦を拂て最大の満足を得んと欲するの天性を有す。之を普通に経済論

と称する。而して資財の数量豊富にして何等の緩急をも排はずして立ちを利用し得るもの（海水つめし）は自由資財と称して立ちを活用資財と区別せらる。

三、欲望を満足さすためには必ず資財を生産せざるべからず。~~生産とは~~人は到なる物を創造する力なく、あらゆる自然物はよへうんたる存在なり。吾れとは赤自然とのまもの位置及い状態においては人の欲望を満足しえず。人が何等かの技術的手続をかけることによって始めてその用に供せらるる。之の作用を生産といわなり（農業、漁業、工業、運搬業）。

生産せられたる資財は消費者の手に達せざるべからず。~~生産者~~自ら自己の生産物を消費することは少くとも今日の~~社会組織~~においては極めて例外的なり。~~各地~~の生産物の大部分を他に与へ又他より各地の生産物を得さるべからず。立ちを可能ならしむるは交換なり（商業）。

~~生産及交換によって社会内の活動生活はいとなまる。~~

~~たゞ欲望満足の行為そのもの即ち消費は各自行為なり。~~

~~生活なり。~~

~~四~~。人の消費する資財は多くの他人の手によりて生産せられ交換の経路を経たる物なり。~~即チ各種活動社会生活は~~社会的生産及び社会的交換によりて社会の活動生活はいとなまる。~~たゞ欲望満足の行為そのもの即ち消費は各自行為に属せざる物とせらる。~~

四、人口の増加及び文化の進歩に伴い社会の経済的活動は

素質に於ても能力に於ても劣れり。社会的生産は、
交換の場合には所有者に対する社会の繁栄を意味す。
然れども之と同時に社会的に生産せられたる使用は
如何なる割合をもって個人に配分せらるるか。社会的生産の
総記 と個人的消費とは必ずしも常に矛盾せず。社会を個人
の敵たらしむ。個人者 self の間において独立の存在を有す
る以上、~~差別~~の(階級的)生活は また社会の関心たらざるべか
らず。社会的分配は強者生活における第二の大問題
なり。~~社会的分配の不平等は~~ 社会的階級の~~存在は~~矛盾は 社会的
生活の特徴 を反映す。
~~分配の不平等を示す。和に生産力の発展は~~に伴う社会生産
~~関係の変動は社会一般の話~~

第十一章 経済組織

一、経済生活は常に何らかの社会的環境の下に行はる。
その範囲に於ても、方法に於ても、元来いかなる人類の経済的要求に応じて変遷せり。
人類歴史の初期に於ては経済生活の単位が一家族又は狭少なる部族社会なりしときは、その必要とする資料は多く自給自足して外部との交換を要せざりしが代あり。
（孤立経済、自給経済、自足経済、物物交換。）
後進人種的社会の間に於ては直接生産するに及びて交換を生じ、経済は物品経済から貨幣経済となる。
経て貨幣を必要とするに至る。
次に農業と工業との分化し、後者は都市に集中し、もはや自己の消費のみに対する生産にあらず、他人の為にも生産する場合。
若しくは自己の家族団体の為めにのみ生産するにあらずして
しかして東洋の都市に於ては
しかるに事業経営の規模は小規模にして専方が徒弟と共に簡単なる器具道具を使用し、注文に応じて生産し、商業資本の利益により商業資本の勢力、商業者の数、徒弟の年期、生産物の品質、価格等につき厳重なる制限あり、
（交換経済、都市経済、庶民生産、手工業的生産）。
二、翻るに封建制度の下に於ては人口増加、交通発達はますます生産を増加するに至りしめ、同業の生産組織は封建制度の下に於ては立に応ずる能はざるに至れり。
封建制度の下に於ては同業組合は一般に同一の経済の単位たるに至れり（共同経済）。
加へて増加
一方の経済的生産の需求に応ずるために
は営業の自由を認めざるべからず。又そのために

（機械生産）

~~機械の生産~~ 機械を発明せられたり。~~機械の~~ 機械を利用して大量生産するには多数の人を同一場所に集めて作業せしめさるべからず（工場工業）、高價なる機械、巨額の資本、及び多数労働者を使用するためには巨額の資本を要す。~~資本主~~（故に労働者は中世の徒弟の如く將来資本主の職業人の地位を失い~~この労働者の~~）~~（資本主義）~~（資本主義）~~（資本主義）~~ 賃銀に対し労働を賣るの地位に立つ。多数労働者の供給は如何より行るか。生れ出る資本の競爭に負けた独立の地位を失へる中工業者、及び農村に資本家の土地兼併の犠牲となられる地主階級なり。彼等は~~職~~ 労働市場に供給せられ、仮令に労働市場に吐き出へさるるためには生産物品の自由、契約の自由の原料を言てさるべからず。~~原料~~ 労働者（不安定の労働者）を市場に得るため、生産は~~市場~~ 不安定の産業を見られて~~市場に生産~~ 繁盛と衰退を繰返す。（市場生産）~~貨幣は~~ 労働者商人~~なる~~ 貨幣と商品なり（商人生産）。~~商人なるは~~ 生産者より消費者に達するに~~は~~ その流通~~仲介者は~~ を見る。流通は交換なり、交換は貨幣~~物品~~による。かくて貨幣が唯一に貨幣なるの用を有するは最後の消費者に対して売るのみ、生産者と商人とその意義せる目的は~~貨幣の~~ 貨幣を以て言ひあらはされたる貨幣の交換價値なり、（~~貨幣の~~ 換言すれば~~他の~~ 他の貨幣に対する購買力なり。（貨幣理論）。~~貨幣~~ 貨幣價値のなるべしるくを得んと欲するなり。（学問主義）（社会的需要の如何に応

大きくするやを問題に対する。生産手段の目的は
資本の供給にあたって資本の蓄積となり（資本主義）、
資本の蓄積過程は企業の集中手段の拡張を利とす、
（これ小企業に対する優勝劣敗は益々大きくなる）
~~拡張は優勝の位置の保全を意味す~~。人は市場にて
必ずなる経済の発達をも繁栄を待つを待つしとせしも
その勝負力にて達せず人は立場を以て自己の欲望を満
足せしむる様はなし。社会の富の増殖経済は増加
するとし社会の各個人の間柄に~~[illegible]~~幸福なる
にあらざるなり。

三、現時は資本主義的社会組織の時代なり、
而して憲法に基づく各個の自由権~~[illegible]~~、公認され、社会的の
私有財産制及び契約自由の原則を保護され、高階級の
~~大企業組織の~~会社~~[illegible]~~等形態の現実は
現行法制が此の社会組織の基礎に対する信
仰的感動強大なること既に述べたるのみ、
資本主義の利益は社会的生産の増加にあり、不利益は
社会的分配の不平等化にあり。~~資本主義発達の根
本原~~而して生産力の発達は資本主義的生産を以て
却て社会的生産の本性なる個人主義にもらしたべく、同時に
社会的分配の不平等は階級闘争により除去せらるべし
以て~~[illegible]~~社会的幸福満足に基礎を置く社会的
国民的社会の組織を生ず
べしとなすが、社会主義者の~~[illegible]~~説なり、
（情勢に対する）

第十二章　生産．一土地．労働．資本の生産力．

第十四章　労銀．地代．利潤．

第十五章　貨幣．

第十六章　貨幣の支配（資本主義）と　経済の支配（社会主義）

社会改革。　　社会主義。

第十七章　自由主義　　社会主義

世界政策。　　国際法。

第十八章　社会生活の拡張（世界政策、植民政策）と

社会生活の intensive 改良

1. 生産関係
共働 — 生産手段（資本）
分業、協力、
社会的生産

2. 交換、
使用価値（消費者利用）
交換価値
消費者、交換者

3. 貨幣、foreign exchange

4. 生産物の分配
wages, profit, rent

5. Klassenkampf
階級闘争
第三身分

6. economic man
& social man

第十二章　生産

一、人の欲望を満足する物は自然の供給する自然物に対して人の欲望を満足する効用を与ふるは労働なり。　此自然に対し労働を加へるに当り他の生産物を利用すれば労働の効果を増すを得。自然、労働及び資本を生産の三要素と称す。

二、自然の主なるものは土地なり。土地は地味、地形等の自然的条件により一定量の労働を加へてもその産出物の量は各地同一なるを得ず。即ち土地の生産力は一様ならず。而して土地生産力の大小は社会における生産総額に重大なる影響ある一項目たりとす。

土地には収穫逓減の法則行はる。即ち一定の土地に対し資本及労働を加へるに従ひ初めの間は土地の生産力が漸増すれども、ある限界を越ゆれば、絶対的には収穫増すれども相対的には却て減少の傾向を生ず。　此の自然的法則存在の故男人口増加の速度と之を支配すべき食料品との関係につき考慮を払はざるべからず。之に就て最も有名なるは Malthus の人口の法則なり。（1798年人口論）。　彼は人口増加の速度は幾何級数的にて食物増加の速度は算術級数的なりとの法則を主張し、多くの支持を得たり。

Slave System.

実際に於て社会の人口と食物との略均衡を得る所以は飢饉、貧困、病気、戦争等の積極的制限及び殺児堕胎避妊等の予防的制限の存するが故なりとなす。即ち彼れは道徳的制限を之に~~代~~加せり。

Malthusの人口論に対しては次の諸点の論駁せられたり。

a. 土地改良、肥料改良、輪耕技術の進歩等集約的農業の発達によりて収穫逓減法則の行はるゝ限界を高むるを得べし。且つ耕境も漸次に拡張せらる。

b. 人口増加の勢はMalthusのいふが如く急速なにあらず、或は又文明の進歩と共に人口増加率は減少するとの説あり。(Spencer)

c. 一定の人口増加に対しては~~是~~主に食物供給の増加を必要とすることは疑ひなし。

三、労働は生産の中心勢力なり。労働によりて始めて土地を他自然の生産力は人類~~の為に~~の福祉文化に役立たしめらる。故に社会的関係についていへば、生産は労働の結果なりといふを得べし。労働の生産力は個人の意志、技術、能力等によりて異る。故に社会的労働の生産力はその社会の組織、文明進歩の程度によりて一般なるなり。~~故~~

甲

労働の生産力は分業及協力、即ち社会的に組織せらるゝことによりて増大せらる。分業は小にしては一工場

それの資料.
文化的の資料.

農業 —(1)元来土地の賜ス.
(2)他産業地ニ物ヲ作ルガ一番カラス. (此ノ点デモ收穫逓減法則行ハル)

工業 —(1)土地減少ナシ
(2)僅地ニ工場ヲタクサン建ツ得.

技術的分業

故、大にしては各国家の国際的分業あり。各々その最も有利なる条件の下に最大の生産力を発揮するのみならずその生産物を亦最大たるを得るなり。分業の利益の一は各々の技術に熟達する結果、機械の発明を促す点にあるなり。機械の発明はいよいよ生産上有利なるや、労働の生産力を増加するのみなり。 /乙

四。機械は資本の一なり。その他工場、家畜、土地改良、原料、貨幣のみなきも亦資本なり。(工場機械等の継続的に使用せられ得る資本を固定資本とし原料貨幣等一回の使用にて消失するものを流通資本とする。) 即ち資本とは生産に使用せらるる生産物なり。(生産資本) 生産物〈消費財 生産財

資本の生産力も亦生産の結果に対し大なる影響を有す。

而して資本(消費財を主なる生産財とす)工業には收穫逓減の法則なしと称せらる。即ち資本及労働を増加するに従いて工業的生産は絶対的にも亦相対的にも増加すといふなり。立ち~~資本労働入~~(作物の不断の使用)~~経済的~~工場、機械等の設備を最も経済的に使用し、且つ労働について分業の利益を収め得れば なり。

資本の特

流通資本が絶えず生産主体の手に帰り来るを要するは既かるが固定資本と雖も漸次消耗するものなるが故に、その補充は生産の継続の為めに必要なり。更に資本の蓄積即ち拡張的補充は生産の拡張即ち複雑

生産資本
貨殖資本

企業体
資本主
地主
労働者

彼生産のために必要なり。
資本は資本主義的生産に於て重要なる地位を占む。然れども之は自然及労働の二要素に分解され、社会的関係に於ては資本労働の基礎なるものなり。

五、生産と貨殖とは厳密に異る。貨殖とはなるべく多くの利潤を得んが為めに商品流通に従事するものなり。貨殖行為を主とする生産行為をなすに於ては（例えば）生産行為は現代の社会に於ては多くは貨殖行為なり。貨殖の目的を以て営まる、事業組織を企業と称す。企業家はその貨殖行為の危険を負担する者なり。企業の形式は単独企業及~~合同~~団体企業あり。会社等に株式会社は~~合同的企業形式~~後者の代表的なるものなり。或は又混合的なる形式あり。
更に数個の企業の横断的又は縦断的に合併するあり、又企業聯合（カルテル）企業合同（トラスト）等の大規模の合同的企業形式を生ぜり。之によりて最も有利なる貨殖条件を獲得せんとするにあり。必ずしも経済的生産条件を得んとするものにあらず。貨殖は私人的関係なり、生産は社会的関係たり。

主観的要

1. 生命性 ~~財~~
2. 発性 ~~~~性
3. 能力を効力（内在）
4. 価値確定
5. 小商品の効力（投資）

生産要役
複生産要役

第十三章 交換

一、現代の社会は強制的意志の支配の下に行はるるにあらずして、しかして生産はもくは貨利として行はる。しからば如何にして~~社会~~この社会内に世界秩序なる各種の生産は社会的欠乏を充足し得るか。之れ即ち生産者と消費者とが市場に於て交換により連絡せらるるが故に外ならず。

二、何の故に交換は起るや。之れ各人がその所有する財貨に対して有する使用價値を異にすればなり。（等量の場合）。

然るに物と物とが交換せらるるが為めには交換の割合が決定せさるべからず。交換関係に於て物の有する價値を交換價値といふ。或る物の交換價値が他の~~物~~物の数量を以て表示せらるる時之を價格と称す。即ち通貨貨幣の一定量を以て表はさるる所なり。

交換價値（価格）即ち物と物との交換の割合の決定根拠については数説あれども（一定の社会に於ける物の交換價値はその物の生産に要する労働量~~~~

十 需供格の ~~博~~ 博探.

6、生産費を増加するにあらざれば 数量を増加し得ざる供給（農産物）の標準価格は 最大の生産費に等価制限をかへたるものなり。

C. 隨 ~~数量に制限なき~~ 独占的 供給の価格 (独占価格) は 企業者の意思に基きて指定せらるるなり。

四、価格は之等の標準価格又は指定価格に停止するものにあらず。市場における引け需供の関係によりて決定せらるるが故に

需要……一定の市場において一定の時期にも一定の価格を以て買はんとする財貨の数量。（有効的需要）

供給 ― 一定の価格をもて売られんとする財貨の数量。

市場価格は此の両者の出会ふ点に存せざるべからず。独占価格といへども需要減少を来さず存するかはその価格を低くすべきなり。

price × 数量 ― 生産費.

需要供給の法則の完全に行はるるためには ~~市場価格の売手及び買手双方に公開かれ是なるか~~ ~~あれば~~ 自由競争が障碍なく行はるるへからず。品物の品質等級等について世人熟知なる時は此作用ますます行はるるなり。

卸売価格と小売価格。 卸価高らば小売価も高く 卸価下りて小売価も下がる

五、自由競争の原則に基く需供の法則は 独占の市場価格に止らず、市場に出づべき生産物の数量。

人民 物質ノ自由

労働者数又は通貨の量を自然にcontrolする作用ありと称せられたり。偖て現代の既制なき社会社会に於ては需要を待って始めて生産するにあらず、需要は企業者を推測して供給量を定むるものなるのみならず、一度び社会的（戦争、他の生産の振はぬこと、外来品の流入）自然的（天災、疫病）事由により需要が撓屈する時は、その生産物は市場にあふるべし。之が剰生産の結果は恐慌となる。恐慌の後は供給不足となり数年後には再び好景気時代を現出すべし。この恐慌を中心とする景気不景気の交代は現代の社会の一特徴なり。

而して生産の数量が市場の需求により調節せらるゝ如く労働者の数も景気不景気に伴い自然的に増減により調節せらるゝなり。かくて不景気年と共に失業者は遂に労働市場より消失するものにあらず。かくの労働市場に於ける絶滅的存在は所謂産業予備軍として景気時代の必要条件なりとす。

六、市場の無秩序的自由競争は生産過剰のない企業者の利益を害し、失業の故に労働者の利益を害す。故に前者はカルテル、トラスト等を組織し、後者は労働組合を組織して各々自己の独立的利益を維持せんことをつとむ。共に営利的要求なり。労働組合の営利的要求は企業者の営利を害す。企業者は之に対して生産を縮少し或は

独占権を与えべし。而して専売独占そのものも自由競争の帝国において設定される専売特許の企業主に対する自衛手段たるものなり。之に反し自由競争が他人的法律を利益するの結果なりしと雖も、~~社会的~~他人的意利が社会的幸福を実し、従って消費者の利益を害する場合多きを見るに足らん。

第十四章 研究

第一節 貨幣價値（同上）

＊品位劣悪なる貨幣發行すれば Gresham の法則行はるべきなり。

第十四章 貨幣、

一、交換が円滿に行はるゝが為めには貨幣が必要なり、貨幣は交換の媒介にして又價値の尺度たる職能を有すれば なり。あらゆる財は交換價値を有し従て他の財と購買力を有するが、貨幣は一般的購買力の symbol たる特徴を有する財なり。凡ての財は貨幣と交換せられんが為めに市場に出たさん。凡ての財は貨幣と交換せられて市場より姿をかくす。之れ今日の生産が商品生産たる所以なり。且つ生産の継続の為めには資本の不断の補充を必要とす。その補充は生産物のうちより為さるべし。その生産行程に於ける資本の循環は貨幣の流通によりて実現せらる。(Mehrwert の Realisierung). 而して財は絶へず流通するも遂に最後の消費者の手に於て財の効用を果し その生活上の運命を終るものなるに反し貨幣は流通して限りなく、最後の消費者なるものの存在せざるなり。

二、社会生活の中心が貨幣なること上述の如し。故に貨幣の品位その数量等は社会生活上極めて重大なる社会的影響を有す。＊之れ各国が貨幣の鋳造発行を以て国家の特権となし、金貨銀貨を以て貨幣制度を立つる所以なり。我国に於ては金貨を本位貨幣となし、純金二分を以て價値の

Metalist
Nominalist

日本銀行
二億円
保証準備一億二千万円
制限外発行　一千百五分以上の発行税を納む

続き

単位となし之を円と称す。本位貨幣は強制通用力を有する法貨たり又自由鋳造を許さず。
実際社会に流通する貨幣には本位貨幣の外に補助貨幣、不換紙幣及び銀行券あり。銀行券の発行は中央銀行の特権とせる。蓋し銀行券の濫発は社会の信用の基礎を損ずるものなれば なり。~~而して中央銀行の~~

(四、三、自由鋳造の制及び銀行券発行制は社会の必要に応じて貨幣の供給量を伸縮するの趣旨なり、蓋し~~世界の必要に応じて~~需要供給の関係により世界取引の盛になれば之に応じて通貨の数量の増加せねば而して円情を欠き、世界の緊縮に応じて通貨を縮小しなければ又徒らに物価騰貴 流通場裏に於ける
貨幣の数量（数量×速度）の増減は貨幣価値即ち貨幣購買力の減増を云います。（富者貧者）
貨幣価値の低落は即ち物価騰貴なり、生産と共に資本の蓄積貨幣の低上を伴い債務者を苦す、一般的の如き事実なり。然れども債権者及び不定収入者の利益を害し、又物価騰貴は直接貨幣増加よりも大なるが故に絶えざる騰貴は必ずしもその利益大ならざるべし。又貨幣価値の向上は即ち物価下落にして上述と反対の影響を生ず。)

流通説

三

四、国と国との間の交換は貨幣を媒介として行はる。ここに於てか貨幣の対外債権の問題となる。互恵債権関係が順なれば対外債権は上り、逆なれば下る。前者の場合には輸入が促進せられ後者の場合には輸出が奨励せらる。

国内に於ける商業は貨幣判断の基礎に立つ信用の異なる手形によりて決済せらるること屢々なることは前に述べたり。そは国内にてもあり外国なる者なる場合もあり、我国の対外債権者なる場合下落する時は我国の対外債権の下落なるものであり、vice versa.

（正貨輸送点）

四、五、信用判断の発達は銀行の社会上の地位を高からしむ。銀行の主業務は受信と授信なり。社会的に蓄積せられたる資本を社会的生産に使用せしむるものなり。現代の社会は資本の中心であり且つ資本は貨幣形態をとることにより銀行は今や社会的貯蓄を社会的生産に利用せしむるの媒介となるのみならず、自ら企業を組織するの地位をも占むるにあり。（信託資本）。

銀行の破産は恐慌の導火線となる危険あり。故に中央銀行は銀行券発行の特権を利用して、その破産の救済に当ると共に社会界の恐慌を防止又は緩和するの任務を有す。

第十五章 分配

一、社会の生産物はいかなる有様によりて関係者間に分配せらるるか。先づ土地の所有者の受くる分け前は地代なり。地代は、地味、位置等による土地の自然的条件の優劣の差によりて生ず。* 農産物の價格は最大の生産費によりて決定せらる。故に優等の土地を耕作するものは所謂 margin of cultivation にある土地の耕作者の生産費に比例して自己の生産物の價格は之を土地所有者に拾せしめ得るわけなり。之を拾せしむるは土地所有者の存在するゆえなり。

~~地代は人口増加に伴ひて増加す~~。地代の増加は生産費を増加せしめず。生産費の増加即ち價格騰貴が地代を増加せしむ。即ち地代は人口増加、文明進歩に伴ひて増加す。

二、~~資本利子~~ 賃利、即ち建物、機械、原料その他の資本を貸したるものは社会生産物中より利子として分け前を取る。(利子は資利資本貸主の價格といわべきなり。) 利子の是認せらるゝ所、財産所有制に基く。自己の enjoy するを得べき~~他人の生産物~~を他人に利用投資するを許すものなればなり。利子の割合即ち利率は需要供給の関係によりて変動すれども、文明の進歩と共に

* 地代は土地のもつ自然的条件の優劣ありていを示し

此の為に伴って漸次低下する傾向あるものなり。

三、~~資~~企業者が受くる生産物の分け前即ち所得は利潤なり、利潤とは生産の成果たる総収入より地代、利子、労働賃銀、管理費、保険費等一切の費用を差引きたる残りである。企業主体の利用する資本は自己又は他人に属するけれども主として自己に属す。又その利用する労働も自己又は他人に属するも主として他人のものである。されば企業所得は大部分自己の資本利用に対する報酬といふべきなり。

利潤と他の所得とは利益を異にす、地代、利子、賃銀の大なるに従い利潤の割合は比例的に減少す。

四、労働に対する報酬は即ち賃銀なり。現代社会の組織に於ては労働は商品なるが故に賃銀は即ちその価格といふを得、従って労働市場に~~各労働者~~自由競争行はるゝ結果として労働の価格も商品価格の法則によりて変化せざる。

労働価格の標準は労働の生産費なり、労働者及びその子孫たる労働者を維持する為に必要なる費用たるなり。尤も社会の生活程度の水準如何によりてその~~も~~労働維持の必要費なるものも変化すべし。賃銀は之を標準として高下するものなるが、その最高限は企業者に対する利潤を保障する点に存す。

社会の進歩と共に資本の報酬も労働者の報酬も

利潤の資本に対する割合を利潤率といふ。利潤率は平均して低下傾向あり。又之は進歩と共に減少する傾向あり。

絶対的には増加すべきも、両者の利益は反対するを常とすること上に述べたるがごとし、その対立関係に於て資本家は強者たり労働者は弱者たり、何となれば資本はたとい その生産制度を中止するも尚豊富なる資財を消費し得べき豊富なる資財を有するに反し労働者は自己の労働の外売るべき何物も有せざればなり。これ資本家及労働者間に、或は階級闘争の主張の依って生ずる所以なり。

五、何故に地主は地代を得資本家は利子利潤を得るか、生産物は土地資本労働の生産の三要素の結果なるが故に土地の生産力に対し生産物の分け前を与へうるべしとせば、土地そのものに所得を与ふるは無意味なるが故に土地の生産力を利用せる者即ち労働たらざるべからず。資本は自己及労働の二要素に分解せられ得る者なるが故に、之についても同様のことを云い得べし、即ち生産は主として自己及労働に基く労働の結果なり。しかるにも拘らず地代は地主に、利子利潤は資本家に帰するは私有財産制度のなせる業なり。而して生産の利益として享まるる。自由競争の下に於て行はるることは、ますます生産の制度を大ならしめんとする者なれば労働者の利益に対し反逆的なり、又利益が自由競争の下にして行はるることは従って利益の目的に反するものなる場合には

カルテル トラスト 等盟により 独占的利益を得んとはかるの傾向なり。独占は益々生産の減少を意います。かくて社会には一方に巨額の所得を有する少数資本家あり 他方には「賃銀奴隷」たる多数の労働者あり。一方には巨大の利潤あり他方には社会化に基づく生産供給の減少あり。或は一方に滞貨あり 他方に饑餓あるの有様なり。之に対し労働者は自己の地位の解放を、社会は生産の社会化(Sozialisierung)を要求することゝ現代政治生活の動かしつゝある方向なり。

説明
ターゲット

これより 21 枚
白紙が続きます。
白紙分の撮影を
省略します。

Westermarck, Origin & Development of the Moral Ideas 1906
Hobhouse, Morals in Evolution 1906
Marvin, The Living Past 1913
Huxley, Evolution & Ethics 1913
[illegible] Henderson, Fitness of the Environment. 1913
[illegible] Nicolai, Biology of War, 1918
Irving Fisher, National Vitality. 1910
Webb. Problems of Modern Industry

Cole, Self-Gov.t in Industry
Russel, Roads to Freedom
Hobson. National Guilds.

Guild — Unwin, The Guilds & Companies of London. 1908
[illegible] Wells, Outlines of History 1920.

[illegible] Ratzel, History of Mankind
Miss Semple, Influences of Geographic Environment N.Y. 1911.
Huntington, Civilization & Climate

[illegible] Geddes, Cities in Evolution 1915.
Mrs. Simkhovitch, The City Workers World. N.Y. 1917

[illegible] — Veblen, The Theory of the Leisure Class. N.Y. 1915.

[illegible] Laski, Problem of Sovereignty (Yale Univ. Press 1917)
[illegible] Figgis, Churches in the Modern State. Longmans 1916

[illegible] Paul Boncour, La Federalisme Economique.

[illegible] Zimmern, ~~Nat~~ Nationality & Government. London 1918
Brailsford. League of Nations (Headley. London 1917)
Angell, Foundation of International Polit. 1914
Delisle Burns, Political Ideas. Ox. Univ. Press 1915

Macwer, Labor in the Changing World.

Maciver, Elements of Social Science 研究参考書.

社会学概論 Hayes, Introduction to the Study of Sociology. Appleton N.Y. 1916

社会学概論 Cole, Social Theory (Methuen, London. 1920)

一般社会学概論 Graham Wallas. The Great Society. (Macmillan, Ldn. 1914)

Ellwood, Sociology in its Psychological Aspects. (Appleton N.Y. 1912)

Müller-Lyer, Die Entwicklungsstufen der Menschheit. (Munich. 1915)

Maciver, Community. (Macmillan. Ldn. 1920)

分業 Durkheim, Division du Travail Social

主権 Laski. Authority in the Modern State (Yale Univ. Press 1919)

社会哲学 { Mackenzie, Outlines of Social Philosophy. (Allen. Ldn 1918)
Hetherington & Muirhead. Social purpose. (Allen. Ldn 1918)

村落社会 { Gomme, Village Community. 1890
Seebohm. English Village Community. 1890
Maine, Village Communities in the West & East. 1876
Mavor, Economic History of Russia 1914

古代都市 { Zimmern, Greek Commonwealth (Oxford Univ. Press 1915)
De Coulange, Cité Antique (Paris, Hachette 1885)
Sidgwick. Development of European Polity. 1903

中世史 { Bryce, Holy Roman Empire. Macmillan. Ldn 1902
Lipson, Introduction to the Econ. His. of England Vol I. 1915
Cambridge Mediaeval History

TRADE MARK
REGISTERED